

屋久島町 民間提案制度Q & A

番号	質問	回答
Q1. 制度全般について		
1-1	どのような人が提案できますか？	町と連携して事業を実施する意欲と能力を有する法人・団体（個人事業主を含む。）であれば提案可能です。ただし、個人としての提案（趣味や個人的な要望など）や、町税を滞納している場合、暴力団関係者などは対象外となります。
1-2	どのような分野の提案ができますか？	公共施設の管理運営、遊休施設の活用、事務の効率化、新たな町民サービスの創出など、町政全般が対象です。ただし、単なる物品の売り込みや、特定の政党・宗教活動を目的とする者は対象外です。
Q2. 提案の種類について		
2-1	「テーマ型」と「フリー型」の違いは何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ型：町が「この課題を解決したい」と具体的なテーマを提示し、募集するものです。採用された場合、原則として提案者と協議を行い、随意契約を目指します。</li> <li>・フリー型：民間事業者の皆様が自由にテーマを設定して提案するものです。採用され、町の財政支出を伴う事業となる場合は、公平性を保つため原則として「公募（入札）」を行いますが、提案者にはその貢献度に応じて審査時の「加点（インセンティブ）」が付与されます。</li> </ul>
Q3. アイデア・ノウハウの保護について		
3-1	提案した独自のアイデアやノウハウが、他社に漏れたり勝手に使われたりしませんか？	<p>屋久島町では、提案者の知的財産保護を最優先事項の一つとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書に含まれる独自のノウハウや営業秘密については、非公開情報として厳格に管理します。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、提案段階から町と提案者で「秘密保持契約（NDA）」を締結することも可能です。</li> <li>・もし提案が不採用となった場合、そのアイデアを町が使用することはありません。</li> </ul>
3-2	フリー型で公募になった場合、提案内容が仕様書に公開されてしまい、他社に真似されませんか？	公募の仕様書作成にあたっては、提案者の競争力の源泉となる「ノウハウの核心部分」が容易に模倣されないよう、記載内容や表現に十分配慮します。また、公募開始前にどの範囲まで公開するかを提案者と協議します。
Q4. 手続・費用について		
4-1	提案から採否の決定までどのくらいの期間がかかりますか？	原則として、提案受理から概ね6か月以内に決定します。ただし、実証実験や少額な契約が見込まれる案件については、審査を簡素化し、1か月程度での決定に努めます。
4-2	提案に係る費用は町が負担してくれますか？	提案書の作成や、提出に係る費用は、提案者の自己負担となります。
4-3	相談したいことがあるのですが、いきなり提案書を出しても良いですか？	提案書の提出前に、「事前相談」をお申し込みいただくことを推奨しています。町の既存計画との整合性や、過去の類似事例の有無などを確認することで、より精度の高い提案が可能になります。